

3月末・4月始めは土・日曜日にも

転入・転出届を受け付けます

平日に転入・転出等の手続きに來ることができない方のために、**3月28日(土)・29日(日)・4月4日(土)・4月5日(日)の9時から12時までの午前中**に転入・転出の手続きを窓口で受け付けます。

多久市からほかの市区町村に転出するときは、市で発行する転出証明書が必要で、また、多久市に転入するときには、前の住所の市区町村

で発行する転出証明書が必要です。住所を移すときは、必ず届出をしてください。

※本人確認書類
(免許証等)
をご持参ください。



■問い合わせ

民生生活課 市民係

☎75-6116

4月1日から「液晶式テレビ」「プラズマ式テレビ」

「衣類乾燥機」の廃棄方法が変わります

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)に新たに「衣類乾燥機」が追加されます。平成21年4月1日からは次の機器が普通のゴミとしては扱われません。

新たに対象となるもの

ガス衣類乾燥機
電気衣類乾燥機

(ただし、衣類乾燥機付き布団乾燥機と業務用衣類乾燥機は対象となっておりません)

また、テレビもブラウン管式テレビのみが対象となっていました。液晶式およびプラズマ式テレビも対象となります。

これらは分解等をして、多久市清掃センターで収集せず、持ち込みできません。

処分する場合は次の要領をお願いします。

- ①これから買い替える、または購入した販売店にご相談ください。
- ②郵便局でリサイクル料金+運送費用が必要のところへ直接持込んでください。

転入・転出・転居手続きと、それに伴う国民年金、国民健康保険の手続き

*転入・転出・転居に伴う児童手当、保育所手続き等のための所得証明書の発行受付は市民係で行います。
(後日郵送します)

転入・転出・転居に伴う乳幼児医療費助成、児童手当受給の手続き

福祉健康課
☎75-6118

民生生活課
☎75-6116

■処分先

- Aグループ
株島田商会
北多久町砂原 ☎74-4141
対象メーカー(パナソニック、東芝、日本ビクターなど)
- Bグループ
九州産交運輸(株)佐賀支店
佐賀市鍋島町 ☎32-6123
対象メーカー
(三菱、日立、シャープ、ソニー、三洋電機など)

詳細は、(財)家電製品協会家電リサイクルセンター <http://www.rkc.aeha.or.jp/> を参考にしてください。

■問い合わせ

民生生活課 生活環境係

☎75-6117

不法投棄は犯罪です!

ごみの不法投棄が後を絶ちません。

そのため周辺の環境が悪化し、大勢の方が迷惑しています。

特にこれから引越などに伴うごみ(粗大ごみ・家電製品)は適正に処理してください。

また、不法投棄を防ぐためには土地管理者の管理が大切ですので、次の点に注意してください。

「不法投棄をしない、させない」よう監視の目を配り、住みよい環境づくりにご協力ください。
不法投棄を見つけたら、すぐに通報をお願いします。

①空地などの雑草は定期的に除去しましょう。

②不法投棄防止看板や柵などを設置しましょう。
(生活環境係で看板を無料で配布しています)

③安易に土地の提供をしないようにしましょう。

■問い合わせ

民生生活課 生活環境係

☎75-6117